

## 函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

- 交渉日時 平成28年1月12日（火）15:00～15:40
- 交渉場所 市役所8階第2会議室
- 出席者 当局側 中林副市長，企業局長，病院局長，他 計18名  
組合側 長谷川中央執行委員長，他 計8名

交渉項目	給与制度の見直しについて
交渉要旨	<p>中林副市長から提案の概要について説明。その後，人事課長から提案の詳細を説明。</p> <p>(組合) この時期の提案となった理由は何か。</p> <p>(当局) 給与改定は，人事院勧告に基づく国の取扱いを基本とし，例年は，給与法改正案の閣議決定の内容を踏まえて条例改正することを前提として提案している。しかし，今年度については，閣議決定等，国の対応が大きくずれ込んだことから，例年より遅い時期の提案となったものである。</p> <p>(組合) 給与改定に伴う差額支給はいつ頃になるのか。</p> <p>(当局) 給与改定に伴う条例改正は2月定例会を予定しており，関連条例の議決後，速やかに支給したいと考えているが，議会日程等を踏まえると，年度内には支給したいと考えている。</p> <p>(組合) 病気療養休暇制度の見直しの理由，目的をお聞かせ願いたい。</p> <p>(当局) 現在の制度では，職員が再度，同一傷病により休務する場合であっても，国等と異なり，先の休暇等の期間が考慮されず，繰り返し病気療養</p>

休暇等を取得する職員への対応が迅速に行えないことや、取得単位も1日単位のみであり、勤務可能な時間がある場合でも、1日の休暇を承認することになるなどの課題がある。このたびの見直しにより、職員の労務管理をより適切に行い、公務の適正かつ効率的な運用を図ろうとするものである。

(組合)

人工透析などの取扱いもあるようだが、様々な病気があるなかで、十分考慮しながら、きちっとした制度にしていくべきではないか。

(当局)

人工透析等は例外として扱うなど、考慮したい。

(組合)

時間単位の病気療養休暇を毎日取得した場合は、通算規定に該当するののか。

(当局)

特定の治療を受けるための通院などについても、連続する場合には、原則として通算対象となるが、例外規定を設け、対象外となるよう対応することを考えている。

(組合)

通算制度を導入することによって、休職の時期が早まってくるのではないか。

(当局)

今回導入予定の通算制度については、連続8日以上で期間で病気療養休暇を使用した職員が、同一年度内に同じ疾病で休暇を使用した場合に通算するものであり、現行制度よりも休職の発令日が早まることが考えられる。ただし、人工透析など定期的に通院が必要な場合は、例外とする運用を考えている。

(組合)

1日以外の単位で取得した場合、勤勉手当の取扱いはどうなるののか。

(当局)

1日以外の単位とする期間を積み上げて、7時間45分をもって1日

に換算するものであり、勤勉手当の算定や昇級においては、より適正な運用になるものとする。

(組合)

旅費の関係について、見直すことになった理由は何か。

(当局)

近年、東京以外でも、札幌等の大都市のホテルにおいては、訪日外国人などの影響により稼働率が高く、宿泊料が高額になってきていることから、東京都と一部の指定都市としている宿泊料等に係る級地区分をすべての指定都市に拡大するとともに、管理職と主査職以下が同一の用務で出張する場合に、同一のホテルに宿泊することが一般的であることなどの実態を踏まえ、旅費の等級を外国旅費も含めて部長職から担当者まで同一にすることとしている。

(組合)

見直すことにより、改善することになると考えるが、使い勝手の面での配慮をお願いしたい。再任用職員の給与水準、雇用年数については、国と基準は違うが、その考え方と定年延長についての考え方もお聞かせ願いたい。

(当局)

再任用職員の給与水準については、制度検討時において、地域経済の状況や雇用情勢なども考慮することが求められていたことから、国家公務員の行政職俸給表の2級と同額としたものであり、道内他都市では、この2級が主流であることを踏まえると、概ね妥当な水準であると考えられる。また、任用期間については、3年程度の任用を基本として運用している。なお、定年延長を含めた国の動向については、引き続き再任用制度の活用により対応することが適切であるとの見解が示されたところであり、今後も国の動向を注視しながら対応したい。

(組合)

継続協議事項となっている育児短時間勤務の拡大、育児・介護のための早出遅出勤務の本格導入および就学のための早出遅出勤務の導入についての考え方をお聞かせ願いたい。

(当局)

育児短時間勤務については、平成23年度から病院局に所属する医師

	<p>のみを対象に実施しているが、次世代育成支援対策推進の観点から、今後、対象範囲の拡大について検討したい。育児・介護のための早出遅出勤務については、平成20年度から早出勤務のみの試行を開始し、平成23年度からは早出勤務の時間延長と遅出勤務の試行も実施しているが、今後、試行結果を踏まえ、制度の本格導入に向けた検討を進めたい。修学のための早出遅出勤務については、職員のニーズや業務への影響等について検討する必要があることから、引き続き調査研究を進めたい。</p> <p>(組合) 回答期限については、いつになるのか。</p> <p>(当局) 1月下旬を目途にお願いしたい。</p> <p>(組合) 2年連続で、人勤が引き上げられることになったが、他都市と比較しても、給与面において行財政改革に協力していることは、認識していただきたい。 特に、休暇の問題については、安心して働ける職場をつくるためにも見直しは必要であるが、例外規定の問題もあると考えるので、整理していただきたい。</p> <p>(当局) 2年連続の増額となったが、今回の国調の結果や消費税増税などが、地方交付税や地方の景気にどう影響あるのか見えない。そのため、さらなる行革が必要となることも考えられることから、今後ともご協力いただきたい。</p>
交渉結果	(交渉継続)
備考	

(総務部行政改革課 平成28年1月25日現在)